# 身体障害学生と高等教育

## ――大学における障害学生の受け入れ ――

柳 本 雄 次・佐々木 正 八・藤 田 和 弘 瀬 尾 政 雄

身体障害者の大学受け入れについて、その改善に資する資料を得るため、(1)入学試験、(2)教育指導上の配慮、(3)今後の受け入れ体制のあり方の3点に関し、全国の4年制大学を対象に実態調査を実施し、結果を障害別および設置者別の視点から分析した。それにより次のことが明らかにされた。①受験相談・受験許可件数は私立を中心に漸増傾向にあること、②受験受付の取扱いでは全面受付が減って条件付受付が増えたこと、③入学試験への配慮は各障害で進展がみられたこと、④教育指導上の配慮は、国・公立で高く、施設・設備や講義・実験実習等の多面にわたるが十分とはいえないこと、⑤今後の受け入れ体制では、国公立大学の門戸開放と特別な予算措置を求める意見が多いこと、⑥障害学生に対する援助センターをブロック別に設置し、そのセンターに学習の援助、就職指導、障害補償工学に関する機能が期待されていたこと、など。

キーワード: 身体障害学生 高等教育 受け入れ

### 1.目 的

身体障害学生に対する大学受け入れは、全体的 趨勢としては関係者の積極的な取り組みによって、 昭和40年代以降量的な拡大を遂げ、また質的な面 でも徐々に改善されてきている。しかしながら、 障害の種類や程度によっては受験の機会すら確保 されず、いまだに身体障害者への門戸開放に拒否 的な大学も見られるなど、問題点も残されている。

そこで、本研究では、大学の身体障害学生受け入れについて、(1)入学試験に関する事項、(2)入学後の対応(教育指導上の配慮)に関する事項、(3)今後の受け入れ体制のあり方に関する事項の3点にしぼってその実態を調査し、受け入れの改善に資する基礎的資料を収集するとともに、昭和51年度に実施した調査結果との比較を通して、今後の改善のための指針を得ることを目的とする。

#### 2. 方 法

(1)調査対象

全国の国・公・私立4年制大学389校(但し、 医科、歯科、薬科の単科大学は除く)。

(2)調査期間 昭和57年7月~9月

(3)調査内容

式により調査した。 (4)身体障害者の定義 本調査では、身体障害の種類と程度を以下の ように定義した。

主な内容は、①受験相談、受験受付(許可) について、②入学試験の方法について、③入

学後の教育指導等について、④今後の受け入

れ体制のあり方について、の4点である。所

定の調査用紙を用いて多肢選択式と自由記述

- 1 視覚障害者
- ①「点字使用者」
- ②「点字・活字併用者」とは、強度弱視の ため、点字以外の文字も使用できるが、 学習のため主として点字を使用するもの をいう。
- ③「拡大教材使用者」とは、軽度弱視のため拡大等の方法を含め、いわゆるすみ字で学習するものをいう。

#### 2 聴覚障害者

- ①「ろう者」とは、両耳の聴力損失が90デ シベル以上のものをいう。
- ②「難聴者」とは、両耳の聴力損失が90デ シベル未満50デシベル以上のもののうち、 (1)補聴器の使用によっても通常の話声を 解することが不可能または著しく困難な

#### もの

(2)補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じないものをいう。

#### 3 肢体不自由者

- ①「車いす」とは、下肢機能の障害が歩行 することが不可能な程度のもので、主と して車いすを使用するものをいう。
- ②「松葉杖等」とは、下肢機能の障害が歩 行することが困難な程度のもので、主と して松葉杖等を使用するものをいう。
- ③「その他の上肢・全身的障害」とは、上 肢や体幹の機能障害が体育実技・実験実 習等において教育上特別の配慮を必要と する程度のものをいう。

## 4 病弱者(身体虚弱者を含む)

慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態および身体虚弱の状態が6ヶ月以上の医療または生活規制を必要とし、教育上特別の配慮を要するものをいう。

## 3. 結果と考察

本調査の回収率は、全体で56.8%と前回調査の57.3%と近似しており、設置者別回収率は、Table 1のとおりである。

- (1)受験相談・受験許可について
- ①受験相談・受験許可の有無

身体障害者の受験相談または受験許可のあった 大学は、本調査では Table 2 のように、全体で 66.1%で、前回調査の74.4%に比べ減少してい る。これは、前回調査が各大学の創立後から昭和 51年度までの期間を対象にしていたが、本調査は 昭和52年度から昭和57年度までと期間が限定され ていたことによるとみられる。

### ②受験相談件数

年度別受験相談件数は、Table 3に示すように国立や公立では年度でばらつきがあるが、私立においては増加傾向が顕著であるため、統計では漸増している。障害の種類・程度別でみると、年度ごとの件数のばらつきは一層大きい。障害種別では、肢体不自由者が最も多く、聴覚障害、視覚障害、病弱の順で、また程度別では、上肢・全身的障害者、難聴者、点字使用者が同一障害の中では多かった。

#### ③受験許可件数

年度別受験許可件数は、受験相談件数と同様に

Table 1 回収率

	国立	公 立	私立	計
郵送数	77校	26校	286校	389校
返送数	6 1 校	2 2校	138校	221校
回収率	7 9.2%	8 4.2%	4 8.3%	5 6.8%

Table 2 受験相談・受験許可の有無

	国	立	公	立	私	立.	計	†
	校	%	校	%	校	%	校	%
有	50	82.0	14	63.6	82	59.4	146	66.1
無	.9	14.8	7	31.8	48	34.8	64	29.0
無回答	2	3.3	1	4.6	8	5.8	11	5.0

Table 3 受験相談・受験許可の年度別件数

	国	立	公	立	私	立	gin	t
年度	受験 相談	受験 許可	受験 相談	受験 許可	受験 相談	受験 許可	受験 相談	受験 許可
5 2	82	72	33	37	141	185	246	284
5 3	64	72	22	26	180	350	282	443
5 4	67	70	12	17	175	393	254	480
5 5	96	117	7	18	183	408	291	544
5 6	88	99	21	26	264	420	378	549
5 7	102	96	27	. 29	295	481	428	607
計	499	526	122	153	1,238	2,237	1,879	2,907

私立における増加傾向を反映して、統計では年度 ごとに漸増している。本来は受験相談件数が受験 許可件数を上回るはずであると思われるが、 Table 3ではこれが逆転している。その理由としては、特に私立の難聴者、病弱者、上肢・全身的 障害者の受験許可件数がその受験相談件数の2~ 3倍に達していることから看取できるように、受験相談を必要としない軽度の障害受験生が含まれていることによると考えられる。他方、点字使用者、ろう者のような比較的重度の障害者では、受験相談の結果受験が許可されないケースもみられる

学部別にみてみると、受験許可の総件数は、文、経済、法学部等文科系で多く、理工学部、教育学部がそれに次ぐ。しかし、設置者別にみると、Table 4のように、国立では、理工、教育、法、文学部の順であり、公立では、文、経済、医、芸術学部の順となり、私立では、経済、文、法、社会学部の順といくらか差異がみられる。

## ④身体障害学生の入学者数

Table 5 は、身体障害学生の入学者数を、障害

Table 4 学部別受験許可件数

学部	孝	( ?	養		文			法		経		済	社	t s	솭	耄	t ī	育	理	-	L		医			農		芸	ŧ 1	析		計	
障害	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私 立	国立	公立	私立	国立	公立	私 立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私 立	国立	公立	私立	国立	公立	私立
点 字使用者	0	0	8	7	5	30	4	0	3	0	0	5	0	0	11	2	0	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	7	19	9	70
点字活字 併 用 者	0	0	0	-0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0	1	0	0	3
拡大教材 使 用 者	0	0	0	1	1	33	3	0	7	4	1	13	0	0	4	4	0	4	3	1	7	0	0	0	0	2	0	0	0	4	15	5	72
ろう者	0	0	0	2	0	8	. 0	0	0	0	0	4	0	0	0	7	0	2	7	0	3	0	1	0	3	0	0	1	0	5	20	1	22
難聴者	9	0	0	15	3	45	12	0	48	7	5	59	0	0	4	16	0	4	33	6	12	2	0	0	11	3	0	11	4	1	116	21	173
車いす使用者	1	0	1	4	5	8	12	1	1	5	5	.14	0	1	7	10	0	2	10	0	0	5	0	0	1	0	0	2	0	0	50	12	33
松葉杖使用者	3	1	0	4	6	11	17	2	10	7	3	10	0	1	1	9	0	0	15	2	6	12	0	0	1	0	0	0	0	5	68	15	43
上肢全身 的障害者	0	1	3	8	6	40	18	0	20	12	1	57	0	1	14	14	10	1	35	0	3	3	2	0	0	0	1	0	6	1	90	27	140
病弱者	1	0	0	4	5	23	1	1	31	1	5	46	0	0	0	21	0	4	12	0	3	1	14	0	5	0	0	0	5	1	46	30	108
計	14	2	12	45	31	200	67	4	120	36	20	208	0	3	41	83	10	23	117	13	34	23	17	0	21	5	1	18	15	25	424	120	664

Table 5 身体障害学生の入学者数

障害		Am a	34 B	· .	. +			17-1-	04 B	^c +	· -tr				n.i.	<u></u>		rea L.	-14								
設一			覚障					聴力	覚障	章 害	者				肢			自由				-	22	-tz.		±L.	
設置者	点	用:	字 者	拡速	大教 用	材者	ろ	う	者	難	聴	者	車使	い 用:	す 者	极便	葉用	杖 者	上的	肢全障害	身 渚	病	弱	者		計	
昭和年度	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立
5 2	1	0	5	1	0	1	1	0	5	5	1	20	1	0	3	7	0	22	8	2	69	2	2	72	26	5	197
5 3	1	0	7	2	1	4	0	0	7	· 4	0	41	3	2	. 0	8	5	19	6	1	77	4	0	99	28	9	254
5 4	0	0	8	0	0	. 5	2	0	2	4	0	,36	4	0	3	10	3	29	11	1	81	2	2	114	33	6	278
5 5	1	0	6	2	0	3	1	0	7	.8	2	37	1	0	4	11	1	21	6	2	79	13	0	120	43	5	277
5 6	0	2	8	0	0	5	0	0	2	13	1	37	3	0	3	4	5	17	10	1	70	8	2	112	38	11	254
5 7	2	1	5	1	0	3	0	0	3	5	0	38	4	0	11	3	2	13	5	1	59	4	1	100	24	5	232
計	5	3	39	6	. 1	21	4	0	26	39	4	209	16	2	24	43	16	121	46	8	435	33	7	617	192	41	1,492

Table 6 受験受付の取扱い

設置者	玉	立	公	立	私	立		+
取扱	校	%	校	%	校	%	校	%
全面受付	21	34.4	3	13.6	34	24.6	58	26.2
条件付 受 付	34	55.7	17	77.3	71	51.4	122	55.2
全受条受全拒	0	0.	0	0.	8	5.8	- 8	3.6
無記入	6	9.8	2	9.1	25	18.1	33	14.9

の種類・程度別に年度ごとに示した結果である。 入学者数は、ここ6年間で昭和52年度を除けば、 300人前後とほとんど変化していない。障害別に みると、病弱者、上肢・全身的障害者、難聴者が 多く、一方、視覚障害者、ろう者、車いす使用者 が少なかった。

## ⑤受験受付の取扱い

身体障害者に対する受験許可の取扱いについて、 全面受付、部分・条件付き受付、全面拒否の3選 択肢で回答を求めたところ、 Table 6 のように 全体では、部分・条件付き受付が55.2%で最も 多く、全面受付が26.2%、全面拒否が3.6%で あった。前回調査の結果と比較すると、全面受付 が31.8%、全面拒否が0%であったのに比べ、 今回は取扱いが―見後退したかにみえるが、必ず しもそうとはいえない。なぜなら、全面受付と答 えた大学の中には、障害の状態に応じた試験方法 を配慮した受験受付ではなく、一般受験生と同一 条件での受験を承知のうえでの申込みに対しては 拒まないというものが含まれ、また、全面拒否が 増えた理由は、障害学生に対する大学側の態度が 理念的レベルから、条件付き受付が36.8%から 今回55.2%へと増加したことに示されるように、 より現実的な立場へ移行し、入試の現状をふまえ た判断に基く結果とみられるからである。その点 全面受付が26.2%というのはまだ高すぎるとい

うことができ、配慮を伴った全面受付が実質的に どれほどあるか問う必要があろう。

これを設置者別でみると、国立で全面受付の大学の割合が高く、全面拒否の大学は私立に限られていた。受験受付の取扱いの変化でも、「受験不許可から受験許可へ」という大学は国・公立に多く、一方「受験許可から受験不許可へ」の変化は私立であった。

### ⑥受験不許可の理由

Table 7 は、受験不許可の理由について選択肢の中から該当するものを回答させた結果である。入学後のカリキュラム履修上の困難、施設・設備面の受け入れ条件の未整備、教育・研究上の援助体制の不備の3つが、不許可の理由の上位を占めていた。設置者別では、国立で卒業後のことに責任をもてない、公立で前例がない、受験の準備体制がない、が比較的多く、私立では上記の3理由に回答が集中しており、中でも施設・設備の不備が最も多かった。

Table 7 受験不許可の理由(重複回答)

設置者	国	立	公	立	私	立	á	†
受験不許可の理由	校	96	校	96	校	%	校	%
1. 本学にはその前例がな いから	1	2.9	3	27.3	4	3.6	8	5.1
2. 入学試験の方法につい 2. て全く不明だから	0	0.	0	0.	1	0.9	1	0.6
入学試験の方法はわか 3. っていたが、受験の諸 準備体制がなかったから	1	2.9	2	18.2	6	5.4	9	5.7
たとえ入学してもトイ レ・スロープなど施設 4. 設備面の受入れ体制が 整備されていないから	3	8.8	1	9.1	31	27.7	35	22.3
たとえ入学しても現在 では点字教材手話通訳 5 者など教育研究上本人 に対する体制がないから	7	20.6	2	18.2	26	23.2	35	23.3
たとえ入学してもカリ 6、キュラム履習の面で困 難が生じるから	11	32.4	3	27.3	24	21.4	38	24.2
たとえ入学しても現在 7. では卒業後のことに責 任がもてないから	7	20.6	0	0.	4	3.6	11	7.0
身体障害学生に対する 8. 特別経費による財政援 助ができていないから	2	5.9	0	0.	6	5.4	8	5.1
9. 教官の合意が得られな 9. いから	1	2.9	0	0.	2	1.8	3	1.9
10. その他	1	2.9	0	0.	8	7.1	9	5.7
ā†	34	100	11	100	112	100	157	100

#### (2)入学試験の方法について

身体障害者の入学試験の実施に際して特別な配慮を行っている大学は、115校(52%)であった。設置者別では、国立が43校(70.5%)、公立が12校(54.5%)と高いのに対して、私立は60校(43.5%)と低かった。しかし、前回調査で配慮している大学が全体で18.2%と2割に満たなかったことに比べれば、今回は過半数に達し、特

に公立、国立で改善が進んでいるといえる。

具体的な配慮事項を障害別にまとめたものが Table 8 である。視覚障害者の場合、実験室の特 設、受験席の指定、照明器具の準備等受験場への 配慮が最も多く、次に拡大鏡等の特別の器具の使 用許可、点字による出題・解答が続く。また、試 験時間の延長、試験内容の配慮が他の障害に比べ 多いことが目立つ。聴覚障害者の場合は、受験場 への配慮、補聴器の使用許可が多く、他に、板書 やメモ、筆談等方法上の配慮がなされたり、手話 通訳等の補助者が配置されている。肢体不自由 者・病弱者の場合も、特製机の準備を含めた受験 場への配慮が大半を占めており、車いす・タイプ ライターの使用許可、介助や転記のための補助者 の配置が続いている。

#### (3)身体障害学生の教育指導について

①特別な施設・設備への配慮

身体障害学生に教育指導面で何らかの特別な配

Table 8 入学試験実施上の配慮事項

140100 八十四点人人地上。少日地上	`	
(1) 視覚障害者	数	%
• 拡大鏡等の特別の器具の持参・使用を許可する	67	19.1
・受験室を特別に設定する	61	17.4
・窓際の明るい席を設定する	57	16.2
・点字問題を点字で解答させる	47	13.4
• 試験時間の延長	43	12.3
a) 1.5倍	38	
b) その他	5	
・ 照明器具の準備	37	10.5
<ul><li>試験内容の一部の削除・代替</li></ul>	23	6.6
a) 漢字の読み書き	15	
b)その他	10	
• 正規の解答用紙(例,マークシート方式)に記入困難	9	2.6
の場合文字で解答させる		
・点字問題を文字で解答させる	7	2. 0
小 計	351	100.0
(2) 聴覚障害者	数	96
・補聴器の持参使用を許可する	59	29.6
・座席を前列に指定する	52	26.1
<ul><li>板書・メモなどにより伝達事項を教示する</li></ul>	41	20.6
• 受験室を特別に設定する	24	12.1
<ul><li>面接を筆談ですることを認める</li></ul>	11	5.5
<ul><li>特別な補助者を配置する</li></ul>	7	3.5
<ul><li>手話通訳者を配置する</li></ul>	4	2.0
・試験内容の一部(ヒアリング)の削除	1	0.5
小 計	199	100.0
(3) 肢体不自由者・病弱者	数	96
<ul><li>受験室を特別に設定する</li></ul>	67	24.4
・車いす等の持参使用を許可する	60	21.8
<ul><li>受験室を一階に指定する</li></ul>	59	21.5
・特製机を準備する	36	13.1
• 介助や転記のため補助者を配置する	24	8.7
<ul><li>タイプライターの持参使用を許可する</li></ul>	10	3.6
・正規の解答用紙に記入困難の場合,文字で解答させる	10	3.6
・試験時間の延長	9	3.3
a) 1.5倍	5	1
b) その他	4	
小 計	275	100.0
	L	

慮をしている大学は85校(38.5%)あり、していない大学の123校に及ばないものの、前回調査の24%に比べれば増加していた。設置者別では、国・公立が60%前後と、私立の25.4%より高い配慮率を示した。

配慮の具体的内容については、今回障害種別に、施設・設備、備品・消耗品、援助スタッフの3つに分けて調査した。その結果がTable 9である。

Table 9 身体障害学生の特別な施設・設備等

Tables 3	仲厚古子生の付か	小 が 記述 ・
(1)视覚障害者		
施設・設備	備品 ▪消耗品	
点字ブロック	〔17〕 点字タイプライ:	9- (23)
階段等を示す印	〔11〕 点字板・用紙等	(16)
点字地図	(1) テープレコーダ	- (24)
拡大読書器 (弱視者用)	〔5〕 点字図書	( 7)
拡大複写器 ( " )	〔8〕 援助スタッフ	
立体コピー (盲 者 用)	〔 5 〕 障害学生のための	カチューター ( 6 )
サーモホーム(盲者用)	〔 5〕 カウンセラー	( 7)
オプタコン	(4) 点訳者	(8)
対面朗読室	〔12〕 対面朗読者	(14)
学生寮 (室)	(4) 教職員	(13)
	その他	(6)
2) 聴 覚 障 害 者		
施設・設備		援助スタッフ
障害学生用の控室	〔 4 〕 集団補聴器	(1) 手話通訳者 (3)
学生寮 (室)	〔 2〕 ワイヤレスマイク受信機	[ 2 ] ノート筆記者 ( 4 )
	テープレコーダー	(17) +=-9- (1)
備品・消耗品	ピデオセット	(2) カウンセラー (6)
オージオメータ	( 3) コピー機器	(9) 教職員 (7)
個人補糖器 .	(9) その他・	( 6)
3) 肢体不自由者・病	. 弱者	
	備品・消耗品	援助スタッフ
障害者用のトイレ	(69) 並いす	〔19〕 ノート筆紀者 〔1〕
エレベーター	(52) 電動車いす	(3) fa-9- (2)
自動ドア	[14] タイプライター	( 6) カウンセラー ( 6)
廊下、階段の手すり	(42) テープレコーダー	〔11〕 医療スタッフ 〔3〕
特製机	〔13〕 ページめくり器	(1) 数 職 員 (8)
段差解消・スロープ	(61) リハビリ機器	(5) その他 (3)
	(6) その他	(4)
	(4)	

視覚障害者では、点字ブロック、点字地図等安 全な移動に不可欠な施設面への配慮、拡大複写器、 拡大読書器、サーモホーム、オプタコン等の機器 や点字図書(辞典)の整備、対面朗読室の設置お よび対面朗読者、点訳者等のスタッフが特徴的で ある。聴覚障害者では、他の障害に比して、個人 補聴器、手話通訳者、ノート筆記者が目立つ程度 で特別な配慮は少ない。また肢体不自由者・病弱 者では、障害者用トイレ、エレベーター、スロー プ、段差解消、手すり等自立的生活に欠かせない 施設面への配慮が主体で、他には車いすやリハビ リテーション機器等の備品、医療スタッフ、 チューターが数校で用意されている程度である。 さらに障害共通で、障害学生のための学生寮 (室)、テープレコーダー、カウンセラー等が幾つ かの学校で置かれている。このように配慮してい る大学が40%弱とはいえ、その内実をみると最低

その他

(6)

限度の施設面への配慮を除けばまだ教育指導で必要とされる水準に到達するものでないことがわかる。

#### ②講義、実験・実習等への配慮

身体障害学生のための講義、実験・実習、体育 実技等における特別な配慮の有無については、 43%の95校が配慮していると回答しており、これ は前回の41.7%とあまり変化していない。設置 者別にみると、私立で37%と低いのに対して、 国・公立でそれぞれ51%、59%と比較的高く、前 回に比べて配慮する大学が増加していた。

配慮の内容を段階別(各教官個人・各学部・全学の3段階)に区分したものがTable 10である。それによると、体育実技における配慮が最も多く、以下講義、定期試験、実験・実習、教育実習の順であった。また段階別では、教育実習、定期試験で全学的な配慮の比率が高く、実験・実習、講義では各教官の個人的な配慮が高かった。設置者別では私立で全学的な配慮の占める割合が54.4%と高く、国・公立では各教官の個人的な配慮の比率がそれぞれ40.3%、51.6%と高いことが注目される。

Table 10 講義、実験実習等への配慮

段階	各教に配	官が個 激して	人的いる	各学配施	部で	とにいる	全應	学的に してい	配る				
内容	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	合計
講義(類する ものを含む)	6	4	14	5	1	3	4	4	9	15	9	26	50
実験実習	7	1	4	5	0	0	2	0	5	14	1	9	24
体育実技	11	9	19	7	2	5	11	2	27	29	13	51	93
教育実習	3	0	0	2	0	2	2	1	10	7	1	12	20
定期試験	4	1	7	3	1	2	2	4	12	9	6	21	36
その他	0	1	1	1	0	0	2	0	5	3	1	6	10
計	31	16	45	23	4	12	23	11	68	77	31	125	233

次に内容別に配慮事項を具体的に述べることに する。

a.体育実技は、Table 11のように、実技に参加しなくても見学やレポート提出、保健科目の振替で単位を認定する「見学型」、一般コースに可能な範囲で参加させる「参加型」および特別クラス(コース)を設けて障害に応じた実技指導を行う「特別クラス型」の3種に大別することができる。中でも「特別クラス型」は全学的な配慮を得て、「見学型」「参加型」を上回って約半数を占め、数校では、特別室にリハビリテーション機器を備え専門教官(医師)による特別指導を行うなど、障害者体育に積極的な姿勢が看取される。

b.講義では、「明瞭に発音して板書を行う」

Table 11 体育実技における特別な配慮

(ク	ラス	型〕	(46)
	•	特別クラスを設け,実技指導を行なう	1 1
	•	養護コースを設け,特別な実技を課す	6
	•	「保健運動」の種目を設置している	2
	•	医師による健康指導・軽スポーツを課す	3
	•	障害にあわせて養護・体育を実施している	5
	•	特別トレーニング室を設け,リハビリ機器を備え	3
		専門教官による特別指導を行なう	
	•	特別コースを設け、個別指導を行なう	8
	•	その他	8
〔参	加	型 〕	(16)
	•	障害に応じて実技内容を代替して実施する	5
	•	可能な範囲で参加させる(審判)	6
	•	―般コースで個別的に配慮する	2
	•	その他	3
〔見	学	型〕	(21)
	•	実技に参加せず見学で単位認定する	1 4
	٠	見学代替としてレポート提出	2
	• ,	「体育講義」「教養医学」「保健コース」	3
		履習に振替る	
	•	その他	2
〔無	記	入〕	(10)

「正面を向き口の動きを見せる」等各教官の個人 的配慮に関する事項が最も多く、「講義室を特定 する」「座席を前列に設定する」等の教室や座席 に関したものがこれに次ぐ。他には、テープレ コーダー・補聴器・拡大鏡等の持参使用の許可、 講義概要のコピー、朗読テープの作成、手話通訳 の用意が数校で実施されていた。

- c. 定期試験では、入学試験の場合と同じく、 試験室の別置や座席の指定に関するもの、点字に よる出題、試験時間の延長に多くの配慮がなされ ている。筆記試験に替えて口述試験やレポート提 出とする教官レベルの配慮もみられた。
- d.実験・実習では、教室や座席の指定に関する配慮が最も多く、援助スタッフ(助手、学生等)の確保、実験台の用意が続く。
- e.教育実習は、教員養成系で身体障害学生の 入学に厳しい事情を反映して、配慮する大学が他 と比べ少ないうえ、「該当学生がいない」等で未 定の所もある。配慮事項としては、受け入れる実 習校との調整にほぼ限られているが、中には点訳 教科書の作成、手話通訳者やノート筆記者の派遣 を行う大学もある。

f. その他としては、事務的な連絡の伝達方法への配慮、学科主任・学生課・身体障害学生室による当該学生への個人的な指導・援助などがある。

③勉学・生活上の問題への要望

身体障害学生の勉学・生活上の問題について要

望を受けたと答えた大学は、17.2%と2割に達しなかった。その要望事項をみると、施設・設備に関する内容が最も多く、続いて援助スタッフ、備品・消耗品に関したものであった。

施設・設備関係では、障害者用トイレ・エレベーター・スロープの設置、点字ブロック・点字地図の整備がほとんどであるが、朗読室・点訳室、休養室の設置の要望も出されている。

援助スタッフ関係では、手話通訳者、補助者、 ノート筆記者に対する要望が多い。

備品に関しては、点字辞書等の点字図書、拡大 複写器、拡大読書器など視覚障害者に関係するも のが多く、他の障害では補聴器類、車いすが要望 されている。

その他にも、下宿先の斡旋、教材費の補助、就 職先の開拓といった多様な要望がみられた。

### (4)今後の改善の方向について

①今後の身体障害者の受け入れ体制について

大学における身体障害学生の受け入れ体制のあり方については、 Table 12に示した11の項目について、「非常に望む」、「望む」、「望まない」の3段階評定を求めた。表には、国立、公立、私立の別に評定値を示してある。全体では (2) (5)  $(7) \sim (11)$  の7項目に対して「非常に望む」と回答した大学がほぼ4割以上であった。(7) から(11) の5項目において回答の傾向は、国・公・私立間で共通していたが、(2) の「国公立大学の門戸開放」では私立の63.5%が強く希望しているのに対し、国立や公立では、このような門戸開放への強い意志は10%台にとどまっており、国・公立と私立の意見に相違がみられる。

「望まない」が多数を占めた項目は、(3)、(4)の別枠推薦制と共通一次試験の免除である。これらの項目についても国・公立と私立の間にやや意見の相違がみられる。私立がこのような受験に際しての優遇措置に対し賛否意見が半ばしているのに対し、国・公立では「望まない」が7割を越しており、特別な優遇措置に対する反対の意志を明確に示している。

Table 12に示した11の項目以外に、具体的な意見の記述を求める項目を用意したが、それへは全回答校の約10%にあたる22校から意見が寄せられた。

最も多数を占めた意見は、「門戸開放は非常に

Table 12 今後の受入れ体制のあり方

		[	E Z	Z.	1/1	7 7	Z.	禾	<u> </u>	7.	4	<u> </u>	<b></b>
		非常に 望む	望む	望ま ない	非常に 望む	望む	望ま ない	非常に 望む	望む	望ま ない	非常に 望む	望む	望ま ない
1	すべての大学は障害者のために門戸を開放す べきである	15.9	65.9	18.2	10.0	85.0	5.0	19.6	68.2	12.1	17.5	69.6	12.9
2	国公立大学は,障害者のために門戸を開放す べきである	15.9	70.5	13.6	11.1	88.9	0.	63.5	35.6	1.0	45.2	50.6	4.2
3	受験に際して,障害者の別枠推薦入学を許可 すべきである	0.	27.9	72.1	0.	30.0	70.0	10.3	45.4	44.3	6.3	35.7	55.0
4	受験に際して,障害者に共通一次試験を免除 してもよい	2.3	11.4	86.4	5.0	25.0	70.0	10.2	30.7	59.1	7.2	24.3	68.4
5	受験に際して,国は特別な予算措置,援助等 をすべきである	33.3	62.5	4.2	21.1	73.7	5.3	50.0	40.2	9.8	42.0	50.3	7.7
6	受験に際して,試験科目・時間等について特別な配慮をすべきである	12.5	72.9	14.6	26.3	63.2	10.5	20.2	65.4	14.4	18.7	67.3	14.0
7	受入れ後は、障害学生のための教材・教具等 を準備するための機関が必要である	34.0	66.0	0.	40.0	55.0	5.0	37.4	62.6	0.	36.8	62.6	0.6
8	受入れ後は,国は障害学生に対して予算援助 を講ずるべきである	45.8	54.2	0.	40.0	55.0	5.0	65.8	32.4	1.8	57.5	40.8	1.7
9	受入れ後は、施設設備改善(スロープ・エレベーター設置等)のための国の予算援助が必要である	59.2	40.8	0.	63.2	31.6	5.3	73.8	25.2	0.9	68.6	30.3	1.1
10	受入れ後は、援助スタッフの配置・派遣等の 処置が講ぜられるべきである	43.5	56.5	0.	50.0	45.0	5.0	39.8	58.3	1.9	42.0	56.2	1.8
11	一般大学を卒業した障害者の就職のために職 域開発・情報提供のための専門機関が設置さ れるべきである	37.8	.60.0	2.2	45.0	55.0	0.	50.0	50.0	0.	46.2	53.2	0.6

望まれるが、すべての大学において予算措置を講ずることは困難である。従って、国が地域ブロックごとの特定の大学(国公立が望ましい)に重点的な予算措置をし、そこで受け入れる方法が現実的である」(9校)とするものであった。

次いで多かった意見は、「学部・学科の特性」や「私立大学の現状」からして、受け入れには相当な困難が予想されるとする考え(5 校)であった。他には、「障害学生一般を論ずることは適当ではない。個々の事例ごとにその時点で考える」といった意見や、「障害者のための高等教育機関(全寮生)を数校設置すべきだ」とする意見などがあった。

全体として、障害者を受け入れようとする姿勢は明確に示すものの、その前提としては、入試、受け入れ後の諸サービス、就職の問題を解決するための機関の国による設置が不可欠であるという意見が多数を占めた。

②障害を補償するためのセンターの設置形態に ついて

障害学生の入学、学生生活、就職等の様々な場面で、その障害を補償し、援助サービスを専門的に行う機関について、どのような規模でどのような機能を持つものの設置が望まれるかについて回答を求めた。

まず、設置規模については Table 13に結果を示した。全体では、(c)全国のいくつかのブロックへの設置という形態が 4割の支持を得ており、次いで(d)共通利用施設として大規模なセンターを設置するという意見が多かった。

Table 13 援助センターの設置規模について

設置者	国	立	公	- Д	私	立	計		
	校	%	校	%	校	%	校	%	
a 各国公立大学にすべ て設置する	4	6.6	1	4.5	12	8.7	17	7.7	
b 各大学(私大を含む) にすべて設置する	4	6.6	1	4.5	9	6.5	14	6.3	
全国をいくつかに分 c け各ブロックの1大 学に設置する	30	49.2	12	54.5	49	35.5	91	41.2	
全国の各大学が共通 d に利用できるものを 特別に設置する	8	13.1	4	18.2	38	27.5	50	22.6	
e 無記入	15	24.6	4	18.2	30	21.7	49	22.2	
計	61	100.0	22	100.0	138	100.0	221	100.0	

先の受け入れのあり方にも示されたが、障害学生受け入れの方法として、全国をいくつかのブロックに分け、各地域ごとに重点的な予算措置をした施設を設け、そこが障害学生受け入れの地域のセンターとして機能することが望ましいと考えていることが示唆された。

次に、そうしたセンターが持つべき機能としては、どの種のものが必要であるかを、具体的な項目ごとに、「是非必要である」、「必要である」、「あまり必要でない」の3段階の評定で求めた。

Table 14 センターがもつべき機能の必要性について

	国立			公 立			私立			全 体		
必要とされる機能	是非と も必要 である	必要で あ る	あまり 必 でない	是非と も必要 である	必要で あ る	あまり 必 でない	是非と も必要 である	必要で あ る	あまり 必ない	是非と も必要 である	必要で あ る	あまり 変ない
1 学習・生活の援助に関すること	96	96	%	96	96	96	96	96	96	96	96	96
a 教材・教具の作成,提供、貸し出し	40.9	59.1	0.	66.7	3 3.3	0.	50.5	48.5	1.0	49.4	50.0	0.6
(例 点字テキスト,拡大教材等)	40.9	59.1	0.	00.7	3 3.3	0.	50.5	46.5	1.0	49.4	50.0	0.0
b 学習の補助 (例 点訳、手話通訳、ノートテーキング、リーディングサービス等)	41.9	58.1	0.	58.8	35.3	5.9	35.0	60.2	4.9	39.3	57.1	3.7
c 特別な機器・学習補助具等の貸与	29.5	68.2	2.3	55.6	44.4	0.	36.0	61.0	3.0	36.4	61.1	2.5
(例 オプタコン, 電動タイプ, FM補聴器等)												
d 授業担当教官との連絡, 助言 (例 授業上の配慮, テスト実施等)	27.3	65.9	6.8	50.0	44.4	5.6	34.3	54.9	10.8	34.1	56.7	9.1
2 学習補助者の養成に関すること												
a 点訳者の養成	26.8	70.7	2.4	55.6	38.9	5.6	36.0	63.0	1.0	35.8	62.3	1.9
b 手話通訳者の養成	26.8	70.7	2.4	62.5	31.3	6.3	35.4	62.6	2.0	35.9	61.5	2.6
c ノートテーカー及びリーダーの養成	24.4	68.3	7.3	41.2	52.9	5.9	28.6	64.3	7.1	28.8	64.1	7.1
3 学習・生活訓練に関すること						-						
a コミュニケーション技能に関する特別な訓練												
(例 オブタコン, 点字, 手話, 口話)	26.2	66.7	7.1	27.8	55.6	16.7	32.7	62.4	5.0	30.4	62.7	6.8
b 日常生活技能に関する特別な訓練 (例 日常生活動作訓練,歩行訓練等)	16.7	69.0	14.3	35.3	41.2	23.5	22.2	63.6	14.1	22.2	62.7	15.2
c 身体障害の機能の回復・改善に関する訓練												
(例 聴能訓練,機能訓練,視機能訓練等)	16.7	71.4	11.9	35.3	35.3	29.4	26.5	58.2	15.3	24.8	59.7	15.9
d 補装具等装用訓練 (例 補聴器,弱視レンズ)	19.0	64.3	16.7	33.3	38.9	27.8	21.4	67.3	11.2	22.2	63.3	14.6
e 学習・生活環境の整備に関する助言	23.3	72.1	4.7	33.3	50.0	16.7	26.7	68.3	5.0	26.5	67.3	6.2
(例 施設・設備の点検・改善等)												
4 教育相談等に関すること	l <u>.</u>											
a 受験相談・助言 。	31.8	63.6	4.5	38.9	55.6	5.6	39.6	58.4	2.0	37.4	59.5	3.1
b 学習・生活に関する相談・助言	20.5	75.0	4.5	33.3	55.6	11.1	36.9	60.2	2.9	32.1	63.6	4.2
c 判定・評価	9.3	69.8	20.9	17.6	41.2	41.2	18.8	65.6	15.6	16.0	64.1	19.9
d 入学試験実施についての援助	20.5	70.5	9.1	22.2	61.1	16.7	26.3	65.7	8.1	24.2	66.5	9.3
e 治療教育の実施	11.4	70.5	18.2	17.6	58.8	23.5	26.6	60.6	12.8	21.3	63.2	15.5
5 就職指導等に関すること												
a 身体障害学生に関する就職情報の収集	40.9	56.8	2.3	55.6	44.4	0.	57.3	40.8	1.9	52.7	45.5	1.8
b 適性検査及び職業前指導の実施	27.3	70.5	2.3	22.2	72.2	5.6	47.5	51.5	1.0	39.3	58.9	1.8
c 就職後のアフターケアーの実施	18.2	77.3	4.5	29.4	52.9	17.6	39.8	57.3	2.9	32.9	62.2	4.9
d 職能開発に関する研究	18.2	75.0	6.8	23.5	64.7	11.8	46.1	52.0	2.0	36.2	59.5	4.3
6 障害補償工学に関すること												
a 各種教育機器の研究開発	30.2	69.8	0.	44.4	55.6	0.	45.0	52.0	3.0	41.0	57.1	1.9
(例 自動点訳装置,音声分析装置,重度障害者用												
コミュニケーション装置等)	ļ	ļ						ļ	ļ			
b 各種補装具類の研究開発 (例 筆記具,生活自助具等)	25.6	72.1	2.3	44.4	50.6	5.6	40.8	54.1	5.1	37.1	58.5	4.4
c 各種文献(点字図書を含む)・資料の収集、整理、検索サービス	39.5	58.1	2.3	61.1	38.9	0.	45.0	54.0	1.0	45.3	53.4	1.2
・ 付使入脈(点十凶音を召む)・資料の収集、登塔、候業サービス	1 00.0	1 50.1	4.0	01.1	1 00.0	1 0.	10.0	04.0	1.0	10.0	00.4	L

評定の結果は、設置者別に Table 14に示した。6分野、24項目の必要度を、「是非必要である」に評定した割合でみてみると、全体では、(1)学習・生活の援助が39.8%、(2)学習補助者の養成が33.5%、(3)学習・生活訓練が25.2%、(4)教育相談が26.2%、(5)就職指導が40.3%、(6)障害補償工学が41.1%であり、センターの機能として、障害補償工学、就職指導、学習の援助の分野が重要と考えられていた。これを設置者別でみると、24項目の必要度の平均では、公立40.2%、私立35.6%、国立25.6%の順となり、必要度の高い分野は、国立では、学習の援助、障害補償工学、

就職指導の順であり、公立では、学習の援助、学習補助者の養成、障害補償工学であり、また私立では、就職指導、障害補償工学、学習の援助の順であった。一方、低い分野は、学習・生活訓練、教育相談で、これは、国・公・私立とも共通していた。以上から、低い2分野はリハビリテーション関係の施設で行われるべきで、あくまで大学においては高等教育機関のサービスとして、そこでの教育指導に密着した内容が求められており、先のセンターが持つべき機能としては、「教育センター」の役割が期待されているといえよう。

付記:本研究は、昭和56・57年度文部省科学研究費補助により行った「身体障害学生の大学受験改善に関する研究」の一部である。本研究にご協力いただいた各大学の関係者及び心身障害学系教

官の諸氏に深く感謝の意を表します。

### 文 献

1) 佐藤親雄他 (1978) : 障害者の高等教育に関する研究、心身障害学研究、2、1-37

## **Summary**

### Physically Handicapped Students and Higher Education

- Special Provisions for Handicapped Students in Colleges and Universities -

Yuji Yanagimoto, Masato Sasaki, Kazuhiro Fujita and Masao Seo

The purpose of this study was to obtain factual data on special provisions for physically handicapped students in institutions of higher education in order to promote accessibility.

The questionnaire made for the study, was mailed to all 4-year colleges and universities but medical colleges in Japan. The total number of questionnaires completed by them was 221 (56.8%).

The questionnaire inquired whether or not they had accepted students with visual, hearing, orthopedic or health handicaps and asked if special services was available to these students. In addition, it questioned on their future policy toward the opening of college doors.

The results were summarized as follows:

- (1) The number of applicants with disabilities for entrance examination has steadily increased.
- (2) Their application procedures were trending to change from full acceptance to conditional.
- (3) National and public institutions of higher education have made more efforts to promote facility accessibility (e.g. ramps elevator), program accessibility (modification of testing and teaching methods) and supportive services (interpreters, readers) than private ones, it seemed, however, to be not enough for handicapped students to fully participate in educational programs.
- (4) "Open policy toward admission of these students in national and/or public colleges" and special appropriation of governmental fund for them were highly desired.
- (5) It was strongly required that central service agency should provide academic and vocational guidance for handicapped students.

Key word: physically handicapped student, higher education, accessibility